

新型コロナウイルス感染症対応のための相談窓口設置の延長について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、減収世帯や中小零細企業・個人事業主等に対し、支援のための対応が次々に行われています。この未曾有の情勢の中、行政書士は、行政手続及び中小企業支援の専門家として、社会的責任を果たす必要があります。

広島県行政書士会としても新型コロナウイルスの影響を受けた事業者及び国民に対する無料電話相談窓口を令和2年4月21日から令和2年7月31日まで設置しておりましたが、期間をさらに延長することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 概要 新型コロナウイルス感染症対策無料電話相談

2. 期間 令和2年8月1日から令和2年8月25日までの 平日火曜日 13時から16時まで

3. 相談電話番号

電話番号 082-249-2480（広島県行政書士会事務局）

相談時間内の電話を事務局で受け付け後、

対応会員が相談者に電話をかけて相談に応じます。

4. 内容 コロナウイルス感染症関連の中小企業支援施策に関する相談等

(1). 生活支援として

- ・ 許認可等の有効期限が延長となっている場合の周知、手続における書類作成及び申請代理
- ・ 日本に在留する外国人の在留期間が延長となっている場合の周知、更新や変更手続における書類作成及び申請取次
- ・ 生活支援に関する助成金・補助金申請の代理や支援、申請に伴う権利義務又は事実証明に関する書類の作成 等

(2). 事業者支援として

- ・ 経済産業省が実施している支援内容についての整理と紹介
- ・ 信用保証（制度融資を含む）を受けるための事業者へのサポート

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の各種融資申し込みについての書類取りまとめ等のサポート

- ・ 生産性革命推進事業における補助金申請の書類作成等のサポート

(3). 行政に対する支援

- ・ 現在、政府において検討されている新型コロナウイルス感染拡大による減収世帯への現金給付やフリーランスを含む個人事業主への現金給付政策等に関する申請窓口が地方公共団体になった場合その他の給付申請手続等において、無料電話相談等によるサポートを行い、行政機関の窓口の混雑緩和や更なる感染の拡大防止に寄与するとともに、円滑な事務の実施を支援。